

障害者虐待防止法の概要等について

【参考資料2】

正式名称 : 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行)

目的

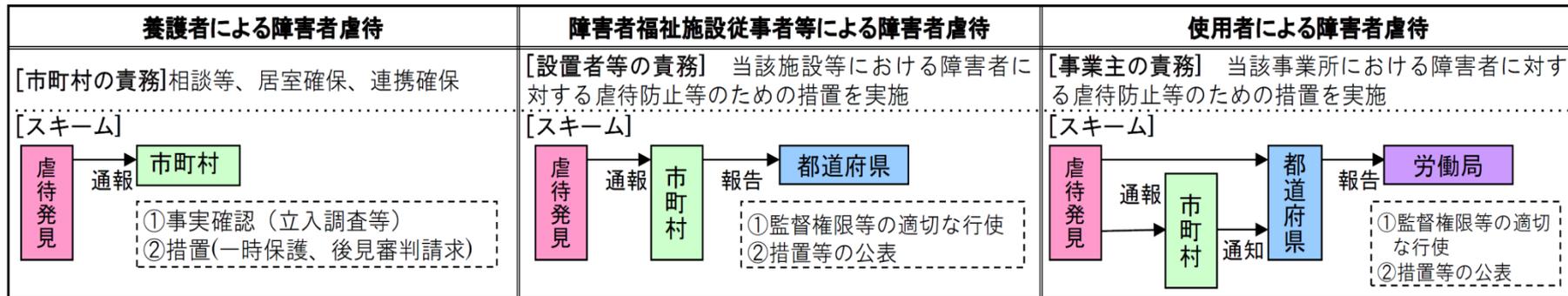
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

【障害者虐待】

①養護者による障害者虐待

「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者」

⇒ 食事・介助などの身の回りの世話をしたり、障害者の金銭管理をするなど、障害者の生活に必要な行為を 提供したりサポートしたりする者

* 親族等に限らない

* 日常生活のすべてをともにする、同居する必要はない ⇒ 近所の人、大家さん等も含まれる

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者」

	障害者福祉施設	障害福祉サービス事業所等	
障害者総合支援法等による規定	障害者支援施設 のぞみの園	障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、療養介護、生活介護、短期 入所、重度障害者等包括支援、 自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援(A・B)、共同生活援助	相談支援事業(一般・特定) 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 等

③使用者による障害者虐待

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」

【障害者虐待の種類】

区 分	内 容	具体例
①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	殴る、蹴る、平手打ちする、つねる、無理やり食べ物を口の中に入れる、やけどや痣のできる暴行など 身体拘束(車いすやベッドに縛り付ける、居室等に隔離する等)
②放棄・放置 (ネグレクト)	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他者による①③④の行為と同様の行為の放置等	食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、汚れた服を着させる、排泄の介助をしない、爪や髪の毛が伸び放題、病院・学校に行かせない、福祉サービス等を受けさせない 等
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	馬鹿・アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等
④性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること	性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる 等
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、お金を渡さない、使わせない、本人の同意なしに財産を施設等に寄付する 等

虐待の防止と早期発見に向けて

【本県における障がい者虐待の状況の公表】

法律上、公表が義務付けられている施設従事者による虐待の状況のほか、養護者による虐待の状況についても、積極的に公表。

- 令和6年度： 12月17日公表(令和5年度の状況)
- 令和7年度： 12月16日公表(令和6年度の状況)

【障がい者虐待防止法の周知】

◇ パンフレットの作成

制度や相談窓口等について県民に周知を図るため、パンフレットを作成し関係機関に配布。

◇ 公共交通機関へのポスター掲出

公共交通機関に障がい者虐待防止に関する理解促進をテーマとしたポスターを掲出し、広く県民に周知。

実施期間 バス 令和7年11月～令和8年3月(5か月間)
電車 令和7年11月(1か月間)



相談体制の確保

【山形県障がい者権利擁護センター】

- ◇ 障害者虐待防止法に基づき、相談窓口として県庁障がい福祉課内に障がい者権利擁護センターを設置。
- ◇ 障がい者虐待に関する相談対応、市町村や関係機関との調整等を実施。

関係機関等との連携協力体制の推進

【高齢者・障がい者虐待防止会議】

平成27年度から、高齢者虐待防止（県民）会議に障がい者虐待も加わる形で関係者・団体等と虐待について協議を実施。

- ◇ 開催日 令和8年1月30日
- ◇ 場 所 オンライン

【市町村障がい者虐待防止対策連絡会議】

市町村障がい者虐待担当者の他、関係機関と情報交換、情報共有を図り、連携協力体制を推進。

- ◇ 開催日 令和7年12月23日
- ◇ 場 所 オンライン

現場での指導

【障がい福祉サービス事業者等運営指導】

- ・ 県で定期的に実施している障害福祉施設・事業所等への指導の際に、虐待防止の体制等を確認し必要な措置を徹底するよう指導を行う。
- ・ 虐待防止に関する責任者の選定、苦情解決体制の整備、従業者への虐待防止研修の実施、成年後見人制度の利用支援など

虐待防止に関する研修の実施

【障がい者虐待防止・権利擁護研修】

障害者福祉施設従事者等及び市町村担当職員を対象に、障害者虐待防止法の基礎や、外部の専門家等による虐待についての講義、虐待事案への対応に関する演習などを実施。

令和6年度受講者数：151名

令和7年度受講者数：174名

令和7年度研修内訳

①自治体職員研修 令和7年11月26日【26名】

②施設従事者研修 令和7年11月26日(村山会場)【89名】

12月12日(庄内会場)【59名】



【障がい者相談支援従事者研修】

障害者福祉施設従事者を対象に、障害者虐待防止法の理解を深め、サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るための講義などを実施。

令和6年度受講者数 初任者研修：63名 特別研修：157名

令和7年度受講者数 初任者研修：53名 特別研修：116名

虐待防止に関する研修の実施

【強度行動障がい支援者養成研修】

障害者福祉施設従事者等を対象に、自傷・他害行為などの強度行動障がいを有する障がい者への適切な支援を学ぶための研修を実施。

令和6年度受講者数 基礎研修:171名 実践研修:113名
令和7年度受講者数 基礎研修:197名 実践研修:125名

